

「人権のとりて」となしてほしい！——現在、特別抗告を審理中の最高裁



# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

## 最高裁判決はこの夏？ 「広く文化人より「人権擁護」を要請

No.10

1989.6.1

〔事務局〕

〒101

東京都

千代田区猿樂町

1-4-8

松村ビル402

☎03-291-8066

前号でお知らせしたように、横浜事件再審裁判は現在、最高裁で審理中です。

その最高裁の判決は、弁護団によれば、早ければこの夏、遅くも秋には出るものと予想されます。

理由は、担当裁判官の任期切れがせまっているからです。

現在、本件がかけられているのは最高裁第二小法廷ですが、同法廷は次の五名の裁判官から構成されています。

- ・ 藤島 昭裁判官
- ・ 牧 圭次裁判官
- ・ 島谷 六郎裁判官
- ・ 香川 保一裁判官
- ・ 奥野 久之裁判官

このうち、牧裁判官は今年十一月下旬には任期満了となり、つづいて島谷裁判官も来年一月下旬には任期が完了します。したがって、どんなに遅くとも、牧裁判官の任期満了前に判決が出るのはまちがいないというのが、弁護団の判断なのです。

こうして、三年前の七月三日に再審請求提訴以来、一番（横浜地裁）、二審（東京高裁）をへて、横浜事件再審裁判も、いよいよ大詰めを迎えることとなりました。

このため弁護団は、特別抗告理由補充書（四〇八ページ参照）や、国際人権連盟および日弁連による日本の拘禁制度についての調査報告書を提出、あわせて木村亨氏に対する拷問シーンを再現して撮影、その写真を提出するなど、精力的な活動を行なってきました。

それと同時に、昨年一〇月、東京高裁に対して「要請」活動を行なったように、今回も最高裁に対して広く文化界にかかわる方々から、「憲法」の精神にそって、人権擁護の観点から審理を行なってほしい」との要請書を提出していただくということになりました。

その呼びかけを事務局から発送したのが五月初め、その結果、後述のように一七六名の方から「要請書」が署名・捺印のうえ返送されてきましたので、五月下旬に一括して最高裁への提出を終えました。

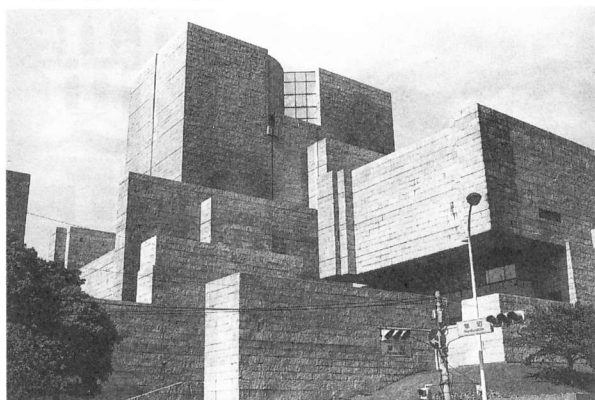
なお弁護団では、小法廷でなく大法廷（裁判官一五人で構成）での審理を求めて最高裁へ申し入れています。

▼会員のみなさんも、ぜひそれぞれに最高裁へ「要請」を！

●宛先 102 / 千代田区隼町四一 最高裁判所第二小法廷（裁判官5名連記）

●文例は2頁参照

三宅坂の側から見た最高裁



▼会員のみなさんも、ぜひそれぞれに最高裁へ「要請」を！ ●宛先Ⅱ②102 / 千代田区隼町四一／最高裁判所第二小法廷へ裁判官5名連記▼ ●文例は左記を参照

# 文化人一七六名が要請

## 会員のあなたもぜひ要請を！

今回、最高裁への「要請」の協力よびかけを行なったのは——①前回東京高裁への要請の訴えに依じてくださった方々、②前回、ご協力をお願いすることができなかった芸能・芸術関係の方々である。

その結果、一七六名の方々から要請書のご返送をいただくことができ

た。ここに③の方々への手紙と「要請書」を掲げる。会員のみなさんも、それぞれ封書・葉書でぜひ最高裁へ要請して下さいようお願いします。

### 「要請」訴えの手紙

謹啓。初夏の候となりましたが、ご健勝のことと拝察いたします。

昨一九八八年秋、横浜事件再審請求に関して、東京高裁の裁判官に対する要請にご協力たまわり、まことにありがとうございます。文化界で活躍される一八八名の方々のご署名をいただくことができました。

頂戴した署名葉書は、八八年一〇月二〇日に高裁に提出し、のち会報等に発表させていただきました。請求人はじめ支援する人々に大きな励ましとなりました。(略)

しかしながら、東京高裁もまた、「棄却」決定を下してまいりました(八八年二月一六日)。却下理由は、横浜地裁と同じく、裁判記録不存在のた

め、「調べようがない」というものです。

ただし、最高裁で認定された特高警察による拷問事実(一九五二年)については、横浜地裁の「益田直彦に對するものであつて、他の共同告発者(三二名)に對するものとは認められない」という暴論とは異なり、「益田以外の人に対しても拷問が加えられた疑いは否定できない」と述べています。

それにしても、拷問事実を認めながら、したがって、不法・不当な取調べに基づく判決を予想しながら、なおかつ記録の不存在(それは国家機関みずからが焼却したことを横浜地裁自身が認めていました。しかも記録は皆無ではない)を言い立てて、再審は行なえないという高裁の「却下理由」に對して、私どもは心からの怒りをおさえることはできません。

請求人と弁護人は、八八年一二月二四日、最高裁へ特別抗告を行ないました。新段階に当たって、弁護団の拡充、抗告理由補充書の提出、拷問状況を示す写真(現時点で再現したもの)の提出、調査官に面会等、再審実現のため、取組みを強めております。つきましては、再度のお願いにな

り恐縮でございますが、このたびは最高裁判官への要請にご協力いただきたく、お願い申し上げます。次第です。(下略)

▼横浜事件再審請求人団  
▼横浜事件再審請求弁護団

代表 森川金寿

▼横浜事件再審裁判を支援する会

### 要請書

目下、貴裁判所で審理中の横浜事件再審請求事件については、私たち日本の文化にかかわる者として極めて重大な関心をもつて見守っております。つきましては次の点にご配慮تامわりたく要請いたします。

一、拷問による自白の強制という実態を直視せられ、また、国家機関の焼却による原判決や一件記録の不存在がそのまま被告人の不利益になることのないよう、憲法の精神にしたがい、人権擁護の高い観点から審理をすすめていただきたい。

最高裁第二小法廷

殿(五裁判官連名)

# 「要請書」を寄せられた方々

現 5月15日 在

相原 光 (経済学)  
 青木 一成 (経済学)  
 阿部 昭 (作家)  
 新井 直之 (マスコミ論)  
 荒川 幾男 (哲学)  
 石井 孝 (歴史学)  
 一番ヶ瀬 康子 (社会学)  
 伊藤 成彦 (文学)  
 石村 善治 (法学)  
 岩永 健吉 (歴史学)  
 石田 雄 (政治学)  
 稲葉 三千男 (マスコミ論)  
 井上 頼豊 (音楽家)  
 色川 大吉 (歴史学)  
 石井 金之助 (経済学)  
 石川 弘義 (歴史学)  
 家永 三郎 (歴史学)  
 石川 健治 (マスコミ論)  
 伊藤 信吉 (詩人)  
 上杉 正一郎 (経済学)  
 牛山 積 (法学)  
 幼方 春樹 (ドイツ文学)  
 浦野 直吉 (歴史学)  
 上杉 捨彦 (経済学)  
 浦田 賢治 (法学)  
 内田 稷吉 (経済学)  
 嬉野 満洲雄 (国際問題)  
 宇井 純 (公害問題)  
 小田 中聡樹 (法学)  
 大形 孝平 (経済学)  
 大内 切秀雄 (経済学)  
 小田 正造 (文学)  
 扇谷 正造 (評論家)  
 大久保 昭男 (文学)  
 奥野 省三 (経済学)  
 岡倉 古志郎 (文芸評論)  
 (国際政治学)

大石 嘉一郎 (歴史学)  
 恩地 日出夫 (映画監督)  
 大谷 晃一 (作家)  
 岡部 伊都子 (作家)  
 上 笙一郎 (児童文学)  
 片岡 昇 (社会学)  
 河村 善二郎 (社会学)  
 川村 善二 (歴史学)  
 梶谷 善久 (マスコミ論)  
 河野 健二 (歴史学)  
 金子 ハルオ (経済学)  
 河原 崎国太郎 (俳優)  
 木下 恵介 (映画監督)  
 木下 順二 (作家)  
 金城 正雄 (法学)  
 国弘 清子 (文化人類学)  
 具島 兼三郎 (政治学)  
 久保田 正文 (文学)  
 久野 和雄 (哲学)  
 黒田 了一 (映画監督)  
 香原 志勢 (法学)  
 小林 直樹 (自然人類学)  
 小林 久輔 (法学)  
 小林 孝三 (作家)  
 小林 亜星 (作曲家)  
 河野 秋和 (漫画家)  
 近藤 富枝 (作家)  
 小出 昭一郎 (社会学)  
 古賀 三郎 (社会学)  
 斎藤 秋男 (歴史学)  
 真田 庄兵衛 (社会学)  
 塩田 拓也 (社会運動史)  
 芝原 拓三 (社会学)  
 洪川 慎三 (文学)  
 清水 英夫 (労働運動史)  
 清水 依三 (法学)  
 白坂 依志夫 (シナリオ作家)  
 穴戸 健夫 (社会学)

信夫 清三郎 (政治学)  
 新庄 嘉章 (フランス文学)  
 杉浦 明平 (作家)  
 杉原 四郎 (経済学)  
 鈴木 英一 (法学)  
 鈴木 泰四 (歴史学)  
 杉原 泰雄 (社会学)  
 鈴木 二朗 (社会学)  
 関 恒義 (政治学)  
 関 寛光 (政治学)  
 千田 夏光 (作家)  
 袖井 林二郎 (政治学)  
 副島 種典 (政治学)  
 祖父江 孝男 (文化人類学)  
 滝平 二郎 (画家)  
 田島 征三 (児童文学)  
 高木 幸二郎 (経済学)  
 田口 富久治 (政治学)  
 竹内 良知 (哲学)  
 竹盛 天雄 (日本文学)  
 浜内 謙 (政治学)  
 田山 輝明 (法学)  
 千葉 忠七 (経済学)  
 都築 忠士 (社会学)  
 辻 達也 (歴史学)  
 都留 重人 (経済学)  
 寺島 アキ子 (シナリオ作家)  
 寺島 透 (フランス文学)  
 暉 衆三 (農業経済学)  
 十返 千鶴子 (エッセイスト)  
 直木 孝次郎 (歴史学)  
 なだ いなだ (法学)  
 中山 和久 (作家)  
 中山 研一 (法学)  
 夏堀 正元 (作家)  
 奈良 本辰也 (歴史学)  
 鳴海 正泰 (社会学)  
 西河 克己 (映画監督)  
 西野 辰吉 (作家)  
 布川 卯三 (建築学)  
 西川 角左衛門 (出版人)  
 沼田 稻次郎 (法学)

野村 芳太郎 (映画監督)  
 浜林 直夫 (社会思想史)  
 林 恒平 (作家)  
 林 泰夫 (歴史学)  
 林 幸子 (俳優)  
 左 幸子 (演出家)  
 土 高方 (社会学)  
 日 高方 (社会学)  
 廣 渡清吾 (法学)  
 藤 康夫 (軍事問題)  
 藤 旗一 (映画監督)  
 北 条元一 (ドイッ文学)  
 堀 弘道 (映画監督)  
 松本 新八郎 (歴史学)  
 松岡 三郎 (法学)  
 松尾 尊完 (歴史学)  
 前野 育三 (法学)  
 水野 洋 (社会学)  
 宮 浦 綾子 (社会学)  
 宮 浦 光雄 (政治学)  
 宮 田 俊三 (作家)  
 宮 脇 重良 (宗教学)  
 森 宗一郎 (政治学)  
 森 橋 宗一郎 (政治学)  
 守 屋 宗睦 (哲学)  
 山 田 宗睦 (作家)  
 山 田 風太郎 (シナリオ作家)  
 山 内 太一 (シナリオ作家)  
 山 本 久 (ジャーナリスト)  
 山 本 洋一 (ドイッ文学)  
 渡 辺 誠毅 (元朝日新聞社長)

\* 以上5月15日現在一五三名。  
 5月16日以降にお寄せ下さった  
 方々のお名前を六頁に掲げま  
 した。

## 最高裁判所に対する

# 特別抗告理由補充書(1)

(抜萃)

弁護士 新井 章

### 一、原決定の判断

原決定は、亡小野康人にかかる件については、原判決の謄本の写しによって、原判決が有罪認定した証拠が四点であることを認定しながら、原判決にはそれ以上の証拠説明がなく、したがって、「一件記録によらなければ右各証拠の具体的内容を知ることができない」から、これらのいわば旧証拠資料と新たに提出された証拠資料とを総合的に検討して、原判決に再審開始の事由ありや否やを判断するに由なしとした。

他方また、木村亨らその余の再審請求人にかかる件についての原決定は、原判決の原本や訴訟記録が存在しないことを認めつつも、「予審最終決定の謄本の写し等によると、原判決の内容のある程度の推測が可能であり、「再審請求の理由の有無を判断する手掛りも全くないというわけではない」などとし、その上で、さら

に、「予審最終決定の中で認定された事実と原判決が認定した事実が同一であるとは必ずしも断定し得ない

としても、後者が前者以外の事実を認定していたものとは考えられないし、また、いわゆる横浜事件の他の被告人に対する判決謄本の写し等に照らすと、原判決もその事実を認定するについて、少なくとも被告人(請求人)の捜査段階、予審及び公判における供述中のある部分を証拠に採用していたのではないかと思われる」などとまで判示しながら、結局は、前と同様に、「本件においては訴訟記録が存在しないため、被告人が……どのような供述をしていたのか、その具体的内容を知ることができ」ず、したがって、新旧証拠資料を比較・総合して原判決に関し再審請求に理由ありや否やの判断をすることができないとした。

### 二、広島高裁決定等の判旨

(一) しかしながら、訴訟記録がならかの事由で滅失したからといって、再審裁判が不可能とされるわけでないことは、すでに特別抗告申立書中でも指摘したところであり、実際、石田老事件の名古屋高裁判決(昭和三八年二月二八日)では原判決のほかに捜査から予審最終決定までの資料のみで、また加藤老事件の広島高裁決定(昭和五一年九月一八日)では原判決以外にはたまたま予審最終決定書を掲載した新聞記事があるだけで、さらに山本老事件の広島高裁決定(昭和六二年五月一日)では原判決のみで、それぞれ再審の審理を行ない、かつ判決を言渡しているのである。

これらの裁判に共通していることは、一般的に言って、事件当時より相当長年月を経過し、原裁判の証拠資料も廃棄されているなど新たな立

証活動に困難の多い再審請求事案において、「単に(訴訟)記録がないということのみで、常に請求人に不利益な結果になるというのも相当でなく、本件のごとき原判決書三通のほか、他に記録のないような場合、右記録以外の資料により、本来記録により明らかにしうるようなことを補充立証できるかという点につき考えてみる必要がある」(右加藤老事件決定)とする。刑事裁判に特有の人格感覚がみられるということであり、さらに言えば、その背後には、「再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りる」という意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである」とする、かの白鳥決定(最高裁第一小法廷、昭和五〇年五月二〇日)のごとき考

え方が存するということができよう。(二) かくして、右各再審事件では、それぞれ裁判所が「訴訟記録以外の資料により、本来記録により明らかにしうるようなことを補充立証できるか」という見地から、苦心惨憺して新たな証拠資料を蒐集し、原判決に合理的な疑いを容れるような事実確認の誤りが存するか否かを判断し

ているのであるが、その中でも特に注目されるのは、山本老事件の広島高裁決定の審究の姿勢であつて、この決定は、原判決の事実認定と証拠判断の内容に着目し、その特徴を把握して、それに即した新旧資料の総合的、重点的な検討をすすめることにより、再審開始の要否に判定を下しているのである。

### 三、原判決の事実確認の論理構造とその特徴

(一) 本件罰条の法構造とその特徴  
このような見地から本件各事案をみると、まず原判決で認定された「犯罪事実」は、すべて当時の治安維持法一条後段および同法一〇条にかかわるものとされている。

すなわち、同法一条後段とは、この場合、「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ」結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」を指し、同法一〇条とは、同じくその最後段の、「私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ」結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」を意味していると思われるが、これら各法条にいう「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」の意味については、昭和五年一月七日の大審院判決で、「苟も国体ノ変革又ハ私有財産制度ノ否認ヲ目的トス

ル結社ノ存在スルコトヲ知り該結社ヲ支持シ其ノ拡大強化ヲ図ル行為ヲ為シタル者ハ同結社ト組織関係ヲ有セス又ハ其ノ機関ノ統制指揮ヲ受クルコトナキモ治安維持法第一条ノ所謂結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ニ該当スルモノトス蓋シ結社ヲ支持シ其ノ拡大強化ヲ図ル行為ハ畢竟結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ニ外ナラサレハナリ」とされ、さらに翌六年五月二一日の大審院判決によつて、「治安維持法第一条ニ所謂結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為トハ国体ノ変革又ハ私有財産制度ノ否認ヲ目的トシテ組織シタル結社ナルコトヲ認識シテ該結社ヲ支持シ其ノ拡大ヲ図ル等結社ノ目的遂行ニ資スヘキ一切ノ行為ヲ包含スルモノト解スヘキモノナルヲ以テ苟も叙上ノ如キ結社ナルコトヲ知り乍ラ之カ支持拡大ニ資スヘキ行為アリタル以上其ノ行為カ国体ノ変革又ハ私有財産制度否認ノ目的ニ出テタルト否ト又右目的ト直接重要ナル関係アルト否トハ同法第一条第一項第二項各後段（昭和三年改正当時）ノ罪ノ成立ニ消長ヲ来スヘキモノニアラス」と解釈されてきた。

右各法条にいう目的遂行罪は、第一に、「結社ノ目的遂行ニ資スヘキ一

切ノ行為ヲ包含スル」もので、およそ客観的に結社の目的遂行にとつて役立つ行為であれば、その一切を対象とするという、極端に「開かれた構成要件」の犯罪であり、たとえ、「情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者」でなくとも、「日本共産党となんらかの形で実質的につながっている——当局が判断した——者」を、遠慮会釈なく権力の射程範囲内におくために……新規採用された」（奥平康弘『治安維持法小史』罰条であるという点に、きわ立つた特徴があるということができる。

第二に、これとの関連で、同罪は「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」を取締るための、文字どおり「目的遂行罪」であつて、その行為が客観的ないしは結果的にみて当該結社の目的遂行に資するというだけではなく、主観的にも、判例のいうように、「国体ノ変革……等ヲ目的トシテ組織シタル結社ナルコトヲ認識シテ該結社ヲ支持シ其ノ拡大ヲ図ル等」のことが必要とされる点が注目される。この行為者における認識・知情という要件は、「結社ノ目的遂行ノ為ニスル」という文言にも含意されているように、「そのことに役立つつもりでなされる」とか、少なくとも、「事情を承

知したうえで行なわれる」といった程度の主観的、心理的状況の存在を要求するものであつて、この点も同罪の重要な特徴といふことができるのである。

しかも、右の両者は相互に関連し合つていて、前者、すなわち客観的な寄与行為がそれ自体としてはありふれた日常的所為であつて、寄与性が稀薄であればあるほど、後者の行為者における認識・知情の度合いはより深いものが要求され、その逆もまた真なりといった関係にあることが理解されよう（つまり、前者で、些細な日常的行為をも「目的遂行的な」ととり込もうとすればするほど、後者で、その思想的意味づけや背景の描出に無理をしなければならなくなる）。

(二) 原判決の論理構造（証拠構造）とその特異性

1、さればこそ、本件各事案等に関する横浜地裁判決は、いずれも判決理由の冒頭に、

「被告人ハ……昭和〇年頃ニハ共產主義ヲ信奉スルニ至リ『コミンテルン』カ世界『プロレタリアート』ノ独裁ニヨル世界共產主義社会ノ実現ヲ標榜シ世界革命ノ一環トシテ我国ニ於テハ革命手段ニヨ

り国体ヲ変革シ私有財産制度ヲ否認シ……共産主義社会ノ実現ヲ目的トスル結社ニシテ日本共産党ハ其日本支部トシテ其目的タル事項ヲ実行セントスル結社ナルコトヲ知悉シ乍ラ執レモ之ヲ支持シ……左翼組織ノ拡大強化ヲ図ル等前記両結社ノ目的達成ニ寄与セムコトヲ企図シ」

といった主観的事情を認定して掲記し、その上で本文には、①ある出版社の編集会議である論文の雑誌掲載に賛成意見を述べ、かつ校正に当たった、②右論文掲載に関連して逮捕された者の家族に生活費をカンパした、③戦時下の政治経済を研究する会合を組織し、会員勧誘などに努めた、④「満鉄」東京支社内に共産主義者グループをつくり、しばしば会合を重ねた、⑤共産主義者某らと会合をもち、農民の組織化等の問題を討議したなどの諸行為を摘示し、それらのまとめとして、末尾に、「……以テ『コミンテルン』及日本共産党ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタルモノ」と付記しているのである。

2、このような原判決の「犯罪事実」の論理構造からすれば、そこに挙示されたいわば日常的な、些細な諸行為が、「コミンテルン」や日本共

産党の「目的遂行ノ為ニスル」ものであることを説明するために、被告人（請求人ら）の該行為にあたっての認識や願望・意図、さらにはそれらの所在を理由づける背景や経緯といったメンタルな事情の存在が決定的な重要性を帯びることは多言を要しないところであり、かつは、「告白が証拠の王」とされていた当時の司法状況もあって、原判決が証拠として、「被告人ノ当公判ニ於ケル供述」のみを唯一掲記し、これに加えるものがあっても、被告人の予審調査や司法警察員調査、被告人の検事に提出した手記か、せいぜい同僚被告人の予審調査程度にとどめたのは、けだし当然のなりゆきであつたらう。要するに、これがすなわち、本件各事件の裁判の証拠構造なのであって、それは「構造」と称するものばかれるほど単純に、しかも決定的に被告人の「告白」が重きをなしている構造なのである。

四、結び——原決定の誤り

このように、被告人の告白が唯一ないし決定的な証拠とされて有罪判決がみちびかれていた本件各事案において、当の被告人の告白が取調官憲の拷問による内容虚偽のもの（も

しくはその虚偽告白をもとにしてまとめ上げられた予審調査や公判廷供述）ということになれば、有罪判決そのものが前提を失して是正に追い込まれることは見易いところであり、請求人らは、まさにさような意味合いにおいて、当時なされた被告人の告白が真実とは全くかけ離れた虚構であり、そのことを証しする証拠、すなわち、「無罪ヲ言渡スヘキ明確ナル証拠ヲ新ニ発見シタ」として、証拠資料や土井郷誠らの人証を提出してきたのである。

それどころか、原審自身、その決定中で、拷問警察官らにかかわる確定有罪判決や事件関係者らの口述書等から総合判断して、「請求人らに対しても（取調官憲による）拷問が行われたのではないかとの疑いを否定し去ることはできない」とまで説示している。

とすればなおのことであるが、担当裁判所としては、提出された証拠資料等を検討し、必要とあれば人証取調べなども実施して、本件再審請求の理由の有無を審査し、もつて再審開始の可否を決すべきであつたり、にも拘らず原審が、前記のごとく訴訟記録の欠缺をほとんど唯一の理由として、本件再審請求の理由の成否

の審査を実質的に拒んだのは、結局のところ前引の各高裁決定の趣意に背反したというほかはないのである。（文責＝事務局）

「要請書」を寄せられた方々（続）

（5月16日～23日受付分）

- 大江志乃夫（歴史家）
- 大橋 巨泉（司会者）
- 太田 秀通（歴史学）
- 木下 忠司（音楽家）
- 熊井 啓（映画監督）
- 篠田 正浩（映画監督）
- 柴垣 和夫（経済学）
- 白井健三郎（フランス文学）
- 神野璋一郎（政治学）
- 鈴木 清順（映画監督）
- 高橋 洸（労働問題）
- 高杉 一郎（作家）
- 武満 徹（作曲家）
- 田沼 肇（経済学）
- 津上 忠（演出家）
- 中田 喜直（作曲家）
- 橋田寿賀子（シナリオ作家）
- 藤家 虹二（音楽家）
- 福田 善之（演出家）
- 丸山 邦男（評論家）
- 山田 洋次（映画監督）
- 吉田 漱（美術史家）
- 与田 準一（作家）

## 最高裁判所に対する

## 特別抗告理由補充書(2)

(抜萃)

弁護士 内田 剛 弘

一、再審請求人らに係る、いわゆる

横浜事件関係記録の大部分は、国家が故意に焼却、湮滅したために存在しないものであるにも拘らず、原決定は一件記録の存在しないことをもって、「原決定に述べられていないような請求人に無関係の特殊な事情が介在していたとも伺われる」ものの再審請求開始の要件を具備するか否かを判断するに由ないものといわざるをえないとして抗告を棄却した。

ところで、原決定のいう「請求人に無関係の特殊の事情」として木村亨に関して横浜地方裁判所第二刑事部が再審請求棄却決定で述べているところは左記の通りである。「請求人についての原判決原本及び訴訟記録は裁判所及び検察庁に保存されておらず、当裁判所の事実取調の結果によれば、太平洋戦争が敗戦に終わった直後の米国軍の進駐が迫った混乱時に、いわゆる横浜事件関係の事件記録は焼却処分されたことが、窺われ

る」

二、横浜地裁第二刑事部の事実取調べの結果にあるように本件いわゆる横浜事件の関係記録は、昭和二〇年八月一四日、日本が御前会議でボツダム宣言受諾を決定し、翌一五日日本が無条件降伏した日から同年八月三〇日、連合国最高司令官マッカーサーが厚木に到着するまでの約二週間の間は大部分、国家により焼却処分されてしまったことを立証する証拠がある。例えば請求人木村亨の体験によると木村亨は、昭和二〇年八月一五日から五日前後に、横浜未決拘置所に収容されていたところ、看守土井郷誠氏から次のように告げられた。

「今日裁判が開かれる被告を連れて裁判所へ行ったらね、裁判所の中庭でもうもうと燃えるたき火に書記の人が書類をぼんぼん投げ込んで焼却しているのではありませんか。どんな書類がよくわかりませんでした

が裁判関係の書類に違いありません。こんな焼却書類の出来ごとは初めてのことで驚きましたねえ」

当時の海野普吉弁護士は、この焼かれた書類の中にいわゆる横浜事件関係の記録が含まれていたことを確認していたと木村亨は述べている（「私は裁判所書類の焼却を見た」参照）。

三、また、同じくいわゆる横浜事件で治安維持法違反で昭和一八年五月二六日検挙され横浜拘置所に勾留されていた西尾忠四郎（当時南満州鉄東京支社調査委員）の妻、西尾須和の体験によっても立証されている。西尾の妻、須和は、書証「中村智子著『横浜事件の人々』」の中で左記のように述べている。

「海野先生は、敗戦のことは前の日にわかっていたのです。もう戦争は終わりですよ、と教えてくださいました。裁判所に行くとき、中庭で書類をばうばう燃やしていました。そ

のころは海野先生が関係している思想関係の被告の奥さんたち、横浜事件関係だったわけですが、そのころは知りませんでした。三人ほど来ていました。

先生が、『奥さんがた、お喜びなさい、アメリカがきて、もうすぐ釈放ですよ』とおっしゃいました。奥さんたちは、キャーと言って、手を叩いてとび上がりました。それを見て、私ワーツと大声で泣いちゃったんです。手ばなしで、恥も外聞もなく、号泣というか、あんなに大きな声で泣いたのは、あとにもさきにもあのときが生まれてはじめてです。よその奥さんがとび上がって喜んでいるのに、私の主人は死んでしまったのです。それもつい二週間前に……。（敗戦の前日のように記載されているが、敗戦直後の記憶がいでであると木村亨は指摘する）。

海野普吉弁護士が敗戦直後、横浜事件の公判の打合せで八並達夫裁判長に面会に横浜地裁へ赴いた日、地裁の裏で「いま、事務官が、たくさん書類をボンボン燃やしているのです。僕が何の書類ですかといったら苦い顔して答えませんでした。思うに警察の聴取書とか押収してきた変な証拠のようなものを焼いていたの

だと思われます。」と体験を語られて  
いることも重要である。

四、以上のように、本件確定事件  
の訴訟記録は、敗戦という異常事態  
のなかで占領軍の駐留の前に国家に  
より大部分焼却されたことが明らか  
である。

昭和二〇年一月六日付司法省刑  
事局長通牒「思想関係事件記録保管  
法ニ関スル件」で「十月四日付連合  
国最高司令官の覚書の趣旨により、  
思想関係の現存事件記録、判決原本、  
資料、報告書等、一切の書類、図書  
及び証拠物件は各庁において目録を  
作成の上厳重に保管しその目録一部  
司法省に送付するよう」通牒したと  
しても、すでに後のまつりであった。

横浜地方検察庁が敗戦後小野康人、  
小森田一記、白石芳夫、西沢富夫、  
小川修に対する判決謄本のみを昭和  
四二年当時、海野普吉弁護士の申請  
に対して交付したのみで他の横浜事  
件関係の被告人の判決謄本が発見さ  
れず、このような回答が海野弁護士  
宛横浜地検からなされた経過がある  
(海野普吉『ある弁護士の歩み』)。

五、加藤新一に関する山口県殿居  
強盗殺人事件再審決定は、大正四年  
七月一日の事件について、大正五  
年一月七日有罪確定し、約六十一

年の星霜を経て昭和五一年九月一八  
日再審開始決定をえた事件である。

本件の再審請求の審理にあたって  
は記録の消失、紛失等の場合の再審  
についての右決定の趣旨が生かされ  
なければならぬ。

我が国において、刑事確定記録の  
保存について制度的整備が従来なさ  
れていなかった。再審請求事件では  
その結果は請求人の不利益に帰して  
いる。最近になってやっと刑事確定  
訴訟法が成立した経緯がある。特に  
国家による確定事件記録の焼却、湮  
滅という異例、特殊の本件事例にお  
いては、再審請求人が、他の再審請  
求事件に比べて特に不利益を強いら  
れるようなことがあっては、正義を  
志向し衡平を尊ぶ法の精神は減じる  
のである。

請求人木村亨については、再審請  
求書添付の「予審終結決定謄本」(昭  
和二〇年八月二十七日付)が現存し、同  
年九月四日、保釈になったあと間も  
なく同年九月一五日公判裁判、判決  
言渡しが行われたのであり、右予審  
終結決定内容とは同一の判決文で  
あったことが推認され、再審請求に  
際し証拠調べを請求した各書証、人  
証によれば、判決文中訴訟資料は相  
当程度再構成が可能であり、判決の

虚構もまた容易に立証されるはずの  
ものである。右加藤新一事件が大正  
四年の事件で六〇年余を経て再審開  
始決定を受けたのに比すれば、本件  
後四〇年余であり、本件いわゆる横  
浜事件は、請求人木村と同じく、治  
安維持法違反で逮捕されたり、又、  
起訴され有罪判決を受けた小林英三  
郎、畑中繁雄、川田定子、平館利雄  
をはじめ、未だ関係者で生存者もあ  
り、残された多少の訴訟記録や書証、  
人証によって証拠調べは可能であるこ  
とはむしろ有利な事情とすらいえよ  
う。

以上の事情にもかかわらず、本件  
再審請求を棄却した決定を維持した  
原判決は憲法第三二条、第三一条、  
第一三条に違反するものといわなけ  
ればならない。

(文責：事務局)

**訂正とお詫び**

会報第九号の記事中、一頁上段左  
から三行目に次のような誤りがあり  
ましたので訂正し、お詫び申し上げ  
ます。

誤

正

相川博氏

益田直彦氏

▼事務局から

会報第十号をお届けします。  
いよいよ大詰め段階を迎え、最  
高裁への要請行動を会員の皆様もそ  
れぞれ独自に取り組んでいただきた  
いと思います。

弁護団はひきつづき、再審の審理  
を小法廷でなく大法廷で行なうよう  
申し入れていきます。

五月二十六日には、広く文化人か  
ら寄せられた「要請ハガキ」を最高  
裁に提出し、そのあと原告団、弁護  
団、事務局の代表が記者会見を行な  
いました。

会員の拡大、会員の更新、そして  
本会報への会員の声のご投稿をよろ  
しくお願いします。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402  
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-291-8066

〈年会費〉 個人=2000円 団体=5000円

● 郵便振替 東京3-150641  
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所  
など必要事項をご記入のうえ、お振り込  
みください。

● 銀行振込 富士銀行九段支店  
普通預金口座1478864 横浜事件再審裁判  
を支援する会